

ニュースレター



44 号

2023. 1. 20



はじめに

NPO法人家庭的保育全国連絡協議会 理事長 水嶋昌子

明けましておめでとうございます。2023 年が皆様にとって、家庭的保育にとって幸多き一年であることをお祈り申し上げます。

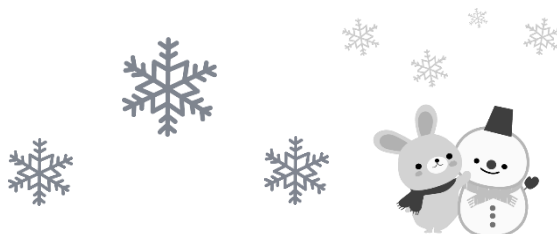
いよいよ今年の 4 月から「こども家庭庁」が発足します。「常にこどもの最善の利益を考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押し」するための新たな司令塔となります。家庭的保育も「国の未来を創造する子どもたちが地域の中で大切に育てられ、守られるために」という理念のもとこどもの保育をしています。社会は益々多様化しています。子どもが安全で安心して過ごせるように、一人一人の子どもに寄り添った温かい家庭的保育を今年も提供していきましょう。

2 歳になったばかりの女の子。イヤイヤ期の真っ只中のようにすべて反対のことを言います。みんなでお片付けをしていた時のこと、「おかたづけちない！」と、先生が拾って箱に入れていたブロックを箱外へポンポン投げました。最後には箱ごとひっくり返して部屋中にブロックを散らしたのです。「わかったよ、まだ遊びたいんだね。遊んでいいよ。」と言って、少し離れたところで子どもたちが好きなパネルシアターを始めました。

するとしばらくして女の子の手が止まり、こちらを見て明らかに「しまったー」と思っている様子が伝わってきました。急いで一つ一つのブロックを拾い集めて全部片づけ、重い箱を一人で運んで慌てて私たちのところへやってきました。翌日も「おかたづけちない！」とままごとの籠を持っていつてしまいましたが、「じゃ、おままごとはお願ひね。」と言うとすぐに戻ってきました。自分で考え、学習しているのです。かわいい子どもたちと過ごす保育は、本当に楽しくやり甲斐のある仕事です。子どもの思いを受け止めて、保育の専門家としてどう対応するか、それが保育の醍醐味ですね。こういった経験は充実感に満たされ、実は子どもより保育者の方が成長させられていると思います。このブロックの件は、女の子の保護者と職員全員で共有しました。

今年も子どもと一緒に保育者として成長していきたいと思います。「こども家庭庁」の「こどもを真ん中に据えて」。保育者の私たち自身も常に子どもを真ん中に据えた保育をしていきましょう。

今年もよろしくお願いいたします。



- ◆1P はじめに
- ◆2~3P 国の動き(子ども・子育て会議)
- ◆4P 国の動き(睡眠中の赤ちゃんの死亡を減らしましょう他)
- ◆5P 2022 年度現任研修実施報告
オンライン新情報連絡会開催報告

- ◆6P はじめの一步
- ◆7P おすすめ絵本
- ◆8P 家庭的保育のひろば
- ◆9~12P 事務局からのお知らせ



第 63 回子ども・子育て会議

2022 年 12 月 8 日（木）に小倉こども政策担当大臣も参加され、オンラインで開催されました。

〔審議の内容〕

公定価格の検討について、他

- ・令和 4 年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定に伴う対応については、国家公務員給与改定内容を反映し、公定価格を令和 4 年 4 月分に遡って改定、他
- ・令和 5 年度公定価格における検討として、処遇改善等加算Ⅲの平年度化など

この他に「こどものバス送迎・安全徹底プラン」が内閣官房・内閣府・文部科学省・厚生労働省・国土交通省・警察庁により策定されたこと、「保育所等における虐待等に関する対応について」（第 63 回会議資料、参考資料 5）が地方自治体保育主管課並びに認定こども園主管課に通知されたこと等が報告された後、委員から意見が出されました。特に、不適切保育に関する事案については、多くの委員が衝撃を受け、保育士がゆとりを持って保育できるように配置基準の見直しや幅広い視点からの考察の必要性などが議論されました。

家庭的保育の立場としては、保育者が心身ともに健全であることが大前提であり、本協議会で行っている新情報連絡会を例にあげ、保育者にとって困っていることや聞きたいことなど何でも話せる窓口が必要ではないかと提案しました。また、不適切な保育を防ぐためにも研修の受講が必要であり、コロナ以降、オンラインを活用し、地域の保育所等が合同で話し合う研修などいろいろな研修の計画は有り難いが、参加しやすい開催日時配慮や受講しやすい体制が必要であることを発言しました。

詳しくは、下記の資料を参照してください。

子ども・子育て会議：子ども・子育て本部 - 内閣府（cao. go. jp） 第 63 回

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kodomo_kosodate.html

「保育所等における虐待等に関する対応について」で紹介されている参考資料

○令和 2 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」（実施主体 株式会社キャンサーズキャン）

<https://cancerscan.jp/research/801/>

○全国保育士会「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」

<https://www.z-hoikushikai.com/about/siryobox/book.checklist.pdf>

家庭的保育における不適切保育を防止するために

水嶋昌子・尾木まり

2022 年 11 月下旬ごろから不適切保育の報道が続いています。実際に保育をしている皆さんには、「なぜそのようなことが起こるのか」、「どうして？」という思いもあると思いますが、今回の事案を一部の保育施設のこと、一部の保育者が起こしたこととのみとらえずに、家庭的保育における不適切保育を防止するための良い機会としてとらえて、再点検してみたいと思います。

(1) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第 61 号）の規定に関して

同基準第 18 条は、家庭的保育事業所等内部の規定について定められたものであり、「家庭的保育事業者等は次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規定を定めておかなければならない」として、11 項目が示されています。これは重要事項説明書として、あるいは、各保育室の「入所のしおり」等にまとめて、保護者に示すことが求められています。11 項目のうち「十 虐待の防止のための措置に関する事項」は、同基準第 12 条に規定される「虐待等の禁止」、すなわち「家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。」（筆者注：法第 33 条の 10 各号とは、職員による被措置児童に対する虐待を禁止する条文であり、具体的には身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待に該当する行為を指します）をどのように防止し、対応するかを各保育事業者が規定しておくことが求められているものです。皆さんの保育室ではどのような内容が記述されているのでしょうか。

この内容について、改めて職員で確認しあうと同時に、「不適切保育とは、具体的にどのようなことを指すのか」について、職員と共に話し合ってみましょう。具体的な保育の場面を想定しながら、個々に「不適切」と判断する基準がずれていないか等、前ページに示した資料等を参考に、人権擁護について確認してみましょう。

(2) 風通しの良い職場環境の確保を

保育の現場では、子どもの安全を確保し、一人一人の子どもの発達過程に応じた保育を行うという保育者にとって欠かすことのできない保育業務、そして、各種記録等の記述や書類作成に多くの時間がとられており、職員がそろって話し合う時間の確保が難しいという話をよく耳にします。

職員同士が気づいたことを率直に話せる職場環境を確保することも非常に大事なことです。このニュースレターを読んでいる方の多くは家庭的保育者かと思いますが、保育補助者の意見に耳を傾けることができますか。すべて、家庭的保育者が決めて、保育補助者の方はその方針に従うだけ…という場合は、保育補助者の方が何かに気づくことがあったり、新しい提案があるような場合も、なかなか声を上げることができないこともあるのではないのでしょうか。

一緒に保育を行っている保育者同士の意見交換は、保育者を育て、ひいては保育室全体の質の向上につながるものです。事業者である家庭的保育者がさまざまな面で責任を持つのは当然ですが、短い時間でも、保育補助者が気づいたこと（不適切保育に限らず、子どもの発達や保護者の様子など）を、発言したり、報告できる風通しの良い職場環境をつくっていきましょう。

(3) 家庭的保育者同士の意見交換

家庭的保育は大きな施設と比べると人間関係が密で、信頼関係も築きやすく、保育も柔軟に計画、工夫ができる特長がある反面ちょっとした原因で誤解が生じたりすると保育室の運営にも関わるほど大きな問題になってしまう恐れがあります。事業者でもある家庭的保育者は、保育内容だけでなく様々な問題や不安を抱えることもあるので、常に心身ともに健全でいられることが必要です。同じ家庭的保育者の仲間たちで話し合える新情報連絡会に参加してみませんか。聞いているだけでもちょっと心が休まることもあります。新情報連絡会は、どんなことでも聞ける、話せる場です。聞いているだけの参加でも構わないので是非ご参加ください。

睡眠中の赤ちゃんの死亡を減らしましょう

主として3歳未満児の保育を行う家庭的保育では、睡眠中の子どもの安全確保は保育者としての重要な使命です。そのため、常日頃から健康観察チェック表（家庭的保育の安全ガイドライン改訂版）を活用して、睡眠中の呼吸確認並びに安全な睡眠環境の確保に努めています。

厚生労働省では、乳幼児突然死症候群(SIDS)は12月以降の冬期に発症しやすい傾向があることから、毎年11月を乳幼児突然死症候群(SIDS)の対策強化月間と定め、SIDSに対する社会的関心を喚起するため、発症率を低くするポイントなどの重点的な普及啓発活動を実施しています。その資料から、改めてSIDSへの対応の留意点を確認しましょう。

SIDSとは

- 何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る、原因の分からない病気で、**窒息などの事故とは異なります。**
- 令和3年には81名の乳幼児がSIDSで亡くなっており、乳児期の死亡原因としては第3位となっています。

【発症率を低くするポイント】

- 1歳になるまでは、寝かせる時はあおむけに寝かせる
- できるだけ母乳で育てる
- 保護者等はたばこをやめる

これらのポイントについては、家庭的保育室だけで行えることではありませんので、家庭との連携協力が不可欠です。厚生労働省作成のポスターを保育室に掲示するなどして、保護者への情報提供にも努めましょう。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11908000/000846943.pdf>

【窒息事故防止のポイント】ポスターの下面に示されています。

- ベビーベッドに寝かせ、柵は常に上げておきましょう
- 敷き布団・マットレス・枕は固めのものを、掛け布団は軽いものを使いましょう
- 口や鼻を覆ったり、首に巻き付くものは置かないようにしましょう



◎第17回 教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議 報告

2022年6月30日(火)にオンラインにて開催された有識者会議では、過去に本会議でヒアリングを行った自治体の、その後の取組状況等についてのヒアリングが実施されました。乳児(0歳児)保育については、認可外保育施設では異年齢児童が同じ空間で保育を行う場合が多いため、乳児保育に適した保育環境となるよう、保育スペースの確保や什器の固定等の安全確保を徹底するよう指導等を行ったとの報告を受け、「特に特別の事をしたわけではなく、今までの基本のところを何度もしつこいぐらいに事業所に伝えた事が、結果的に改善に繋がっていると感じた」等の意見が委員から出されました。

(清水佳恵、西村理恵子、大江由香、武田真由美)

事業主 はじめの一步

個人情報保護について

皆さん、業務上取り扱う個人の情報はどのように管理されていますか？家庭的保育事業者や保育者には業務上知り得た子どもや家族の秘密を守る守秘義務と個人情報保護が課されています。ここでは個人情報保護について確認しましょう。

個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」）では、個人情報を取り扱う事業者が、個人事業主、法人に関わらず、法に基づいた適切な対応が求められています。

個人情報とは、『生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの』（個人情報保護法第2条第2項）と定義されています。具体的には、氏名、住所、年齢、性別、電話番号、写真、マイナンバー、メールアドレスやアカウントなど多岐にわたります。

私たちが日頃取り扱う個人情報には、大別して

- 1、受託児およびその保護者等に関するもの
- 2、雇用している保育補助者等従業員に関するもの

の2つがあります。また、地域の関係機関等との関わり等の中でやり取りする個人情報もあるかと思いますが、そういったなかで、個人情報を安全に取り扱い、漏洩を防ぐ必要があります。

いずれの場合も、①収集時には使用目的を明確にし、目的外使用をしない、②なくさない、漏らさない、③許可を取らずに人に渡さない、④問合せに対応する事等が求められます。

1、受託児およびその保護者に関して

保育室での留意点としては、「家庭的保育の安全ガイドライン 改訂版」に下記の留意事項が示されていますので、確認しましょう。同時に、これらに関わる職員に対しても、業務上知り得た情報を他に漏らさないことを随時確認することも必要です。

- ・子どもの健康状態を把握し、緊急時に対応するためには、子どもの健康に関する情報や保護者の緊急連絡先などを把握しておくことが必要となります。また、外出時には緊急に備えて携帯する必要もあります。しかし、これらは個人情報に関わる情報であり、家庭的保育者にはその情報を外部に漏らすことがないよう、個人情報保護に努めなければなりません。
- ・子どもや家族に関する個人情報を保育室内の誰でもが見られる場所に放置することや、外出時に個人情報の記載されたメモや携帯電話を紛失したりすることがないよう、厳重に管理する必要があります。
- ・外出時の個人情報の持ち出しについては、保護者にその目的と内容を説明し、事前に了解を得ておくようにしましょう。口頭でのやり取りではなく、個人情報同意書を用意し、署名してもらうとより確実です。

1、2問わず、個人情報の保管にも注意が必要です。書類は鍵付きなど第三者が閲覧できない所にしまうなどは皆さん工夫されていると思います。

特にうっかりしがちなのはメール送付に関してで、必要に応じて、添付文書にパスワードをつける、引用して返信する場合などは、必要ない人のアドレスは消去するなどの配慮をするようにしましょう。

(稲垣裕子)





おすすめ絵本

元川崎市家庭的保育者 遠藤光枝

保育園に勤めていた頃に何度か福音館書店主催の夏季宿泊研修に参加し、作者や編集者の思いを聞くと共に、絵本はことばを習得する 1～2 歳時に読み聞かせることに意味があり、子どもと共有する時間、豊かさの為にあるという事を学び、絵本を子どもを待たせたりするときの道具として安易に使わない等、大切にしたいという思いが強くなりました。

家庭的保育の時には、3 人の子どもの食事終わり時間に差が出ることを好機に、昼寝前のひと時一人ひとりと膝にのせて各々年齢に合った絵本を読み聞かせてきました。定員数の多い保育園では難しかったことが家庭的保育ではあたり前にでき、子どもと共にゆったりと絵本を楽しめる至福のひとときでした。

★おすすめ絵本 その1 月刊「こどものとも 0. 1. 2」

この絵本を定期購読、書店から連絡が来ると散歩帰りに立寄り、2 歳児がままと用の自分の手提げ袋に入れて「早く見たいね!」と毎月楽しみに持ち帰ります。(2 歳児が 2 名在籍した年度は 2 冊注文)

その日は昼寝時間帯に下読みして準備、おやつ後に読み聞かせるという流れ、この絵本は 0 歳児～2 歳児が一緒に楽しめる絵本です。また、内容がこの年齢の子どもに合ったものであること、大きさも材質も子どもが扱い易いしっかりとした絵本なので、子ども達が自分で絵本ラックから出してきて見る率の高い絵本でした。



みやまつともみ さく
福音館書店

「月刊こどものとも 0. 1. 2」絵本の一冊です。

宅配車やパトカー他、様々な車が登場、「のりたいな」と言いながら見ます。

当時の 0 歳男児が大好きな絵本で、ゴミ収集車の場面になると必ず玩具棚からゴミ収集車のミニカーを出してきて「同じ」と言い、うなずいてあげると満足げな表情でそれを握りしめながら見ていました。2 歳児が喜ぶのはアイスクリームやクレープ、ハンバーガー等を売る移動販売車です。「アイスクリームはどこかな?」などと聞きながら読むと、みんな我先にと指さします。

★おすすめ絵本 その2 「はっばのおうち」

私の大好きな林明子さんの絵、さちが庭で遊んでいると雨が落ちてきたのではっばのおうちに潜り込みます。するとそこへ、かまきりやチョウチョ、テントウムシなどいろいろな虫たちが入ってきて雨が止むまで一緒に過ごします。さちの表情や虫たちへの話しかけが可愛いほのぼのとした内容で、散歩で見つけたことのある虫たちが次々と登場するので 2 歳児の好きな絵本、読み終わると布団に持ち込んで寝ることもありました。



征矢 清 さく
林 明子 え
福音館書店

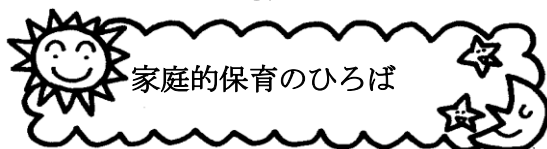
★おすすめ絵本 その3 「ガンピーさんのふなあそび」



ジョン・バーニンガム さく
みつよしなつや やく
ほる出版

ガンピーさんが舟遊びをしていると、子どもや動物たちが「乗せて」とやってきます。ガンピーさんは全員に一つだけ約束をさせて乗せてあげますが、そのうち約束を忘れて喧嘩が始まったり大騒ぎ、とうとう船は転覆。でもガンピーさんは責めることもせず、体を乾かしたみんなにお茶をごちそうします。お茶を飲む動物たちの表情は……

読書の習慣づけは絵本の読み聞かせが効果的で、温かい心の交流と人の話を聞く力もつくと言われます。子どもたちの読書離れがひどいといわれる現代だからこそ、小さい時からの読み聞かせを大切にしたいですね。



静岡県河津町 鈴木雅孔・渡邊薫・石橋ひろみ

◆河津町の子育て支援事業

河津桜の咲く町、河津町では長年、育児サークルや季節のイベントなどをおとして子育て支援をしてきており、家庭的保育者もその役割を担っています。家庭的保育室に通う子どもたちは、保育室に通いながら、近隣の子どもたちと同じように町の子育て支援事業に参加し、自然豊かな町内の素晴らしい場所で遊んでいます。

河津町は、子どもたちにとって何が良いことなのか、どうしたら良い子育て支援が出来るのかという事を支援施設、図書館、学校施設とも繋がり町全体で考えています。

私たちは家庭的保育事業を通して、町全体の子育て支援を担っていると思い、毎日の保育に勤しんでいます。

●家庭的保育者の地域子育て支援活動

町内の家庭的保育室3室では家庭的保育事業だからこそできることをみんなで考え、各々が得意とする分野を受け持ち、協力し合いながらサークル活動をしています。

具体的な活動としては、0～2歳児を対象にした「はらぺこあおむし」でのおはなし会、和久洋三氏の積木をつかった「くれよんくらぶ」の開催などをはじめとして、小学生を対象にした「時間（とき）のはこぶね」、中学生を対象にした「ブックトーク」や読み聞かせなど、さまざまな活動もしております。他、年に3回開催の、こどもの日お楽しみ会、七夕会、クリスマス会での交流も、地域とのつながりを持つ大切なイベントです。このような活動をしているおかげで、町から声をかけていただき、子ども子育て会議などにも出席するようになりました。

小さな町だからこそできることをやっていく。河津町に来たら安心して子育てができる、子育て支援が受けられる。その中心には低年齢の子どもたちにとって、1番良い形の保育ができている家庭的保育がある町、と思ってもらえるようにこれからも町に根付いた保育を心がけていきたいと思います。

★これからも家庭的保育者の仲間と共に

河津町には新たに子育て支援施設「かわづっこひろば」が建てられ、子育て支援の拠点が出来ました。この施設での新たな支援が出来ることを今から楽しみにしていますし、どんな支援が出来るのか、考えることでわくわくしています。家庭的保育事業でも、その施設を頻繁に利用させてもらうことで、さらに施設が利用者にとって良い場所となるよう助言をさせてもらったりしています。



「かわづっこひろば」で全員集合



中学生の持久走の応援



事務局からのお知らせ



◆年会費振り込みのお願い

- ★年会費（2023年4月1日～2024年3月31日）の振り込みをお願いします。
- ★特に「団体保険」に加入されている正会員の方は2月28日（火）までに振り込んでください。
- ★振り込む時は必ず会員番号を入れ、個人名で行ってください。（保育室名での振り込みは、確認が難しいのでご注意ください）振り込み先も再度お確かめ下さい。

正会員 8,000 円

※必ず会員番号を入れ個人名で振り込んでください。

期日 2月28日（火）まで

準会員（4,000 円）賛助会員（2,000 円）の方も、年会費振り込み更新手続きをお願いします。

みずほ銀行 鶴ヶ峰支店 普通預金 1087639

口座名 NP0 法人家庭的保育全国連絡協議会 （略称カナ：カホキョウ）

（和田朝美）

家庭的保育全国連絡協議会専用「団体保険制度」加入・更新について

- ★同封の「団体保険」加入・更新のご案内（クリーム色の用紙）を必ずお読みください！
- ★更新の方の保険書類は、保険会社より2月中旬に届きます。
- ★保険更新手続きは、必ず会費振り込み後に内容を確認して、行ってください。
- ★最終締め切りは、3月10日（金）です。

（後藤亜希子）

2023 年度 通常総会・セミナー開催日及び会場決定のお知らせ

- ・開催日：2023年5月21日（日）
- ・会 場：大田区産業プラザ pio コンベンションホール梅
（2022年度と同じ会場です。）
- ・住 所：東京都大田区南蒲田1丁目20-20
- ・最寄り駅：京浜急行「京急蒲田駅」より徒歩約3分

※JR 京浜東北線・東急池上線・多摩川線「蒲田駅」より徒歩約13分

詳細について5月初旬頃に改めてお知らせします。
皆さん、是非予定に入れていただき、ご出席ください。



（石橋ひろみ）



家庭的保育全国連絡協議会専用団体保険制度 傷害保険のプラン一本化についてのお知らせ

これまでは傷害保険加入の際、「感染症ありプラン」と「感染症なしプラン」のどちらか一方を選択する必要がありましたが、2023 年度より「感染症なしプラン」を廃止し、新型コロナウイルスをはじめとした感染症を補償対象に含む「感染症ありプラン」のみのご案内となります。それにともない、年間一人当たり 670 円保険料が値上がりすることとなりますが、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。また、傷害保険への加入はあくまで任意によるものであり、事業者は加入するか否かを選択することができます。「賠償責任保険は加入する」が、「傷害保険は加入しない」と選択することが可能です。事業者それぞれの事業方針に合わせてご検討いただきますようお願い申し上げます。

【旧】2022 年度まで

傷害保険加入 → ①感染症ありプラン
②感染症なしプラン } ①または②のどちらかの選択が必要

【新】2023 年度から

傷害保険加入 → 感染症ありプランのみ

※傷害保険に加入するか否かは選択が可能です。

家庭的保育職員・児童向け 学校契約団体傷害保険 新規・更新ご加入時の名簿取付のご依頼

2023 年度より加入依頼書をご提出いただく際に、添付の名簿をご記入の上、必ず一緒にご提出いただきますようお願い申し上げます。

『家庭的保育職員・児童向け 学校契約団体傷害保険』にご加入の場合、所属する職員（※1）・児童の方全員が対象になります。

そのため、2023 年度より新規・更新の際に、2023 年 4 月 1 日時点の職員・児童の方全員の名簿をご提出いただくことになりましたので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

（家庭的保育者の方は従来通りに加入依頼書に記名をいただいております。）

なお、保険期間中に家庭的保育者・職員・児童に変更がある場合は、必ず代理店または保険担当にご連絡ください。

※代理店 TEL 03-5333-1431 又は、保険担当専用 TEL 080-2674-4190（日中は保育のため対応出来ない場合がありますので、平日 18：00 以降にお願いします。）にお電話ください。

※1：職員＝家庭的保育補助者、調理員、事務員、栄養士、看護師、保健師等をさします。

【重要】期間中に人数の増減があつたにもかかわらずご連絡を失念された場合などで、名簿にお名前がご報告されていなかったり、名簿にご報告された人数と、実際の総人数とに相違があつた場合、事故の際に保険金のお支払いができないまたは削減されることがありますのでご注意ください。

（後藤亜希子）

会員交流会❀いっしょにあそぼ！開催地区募集

ぜひあなたの地域でも開催してみませんか！！



① 会員交流会

2022 年度の会員交流会は、残念ながら開催することができませんでした。

2023 年度は、茨城県でのオンライン開催が決定しております。

開催時期によっては、これまでのようにどこかの地域に集まっての交流が可能になる事を祈りますが、状況によりオンライン開催にせざるを得ないかもしれません。

2024 年度以降、地域での開催またはオンライン開催、どちらでも、開催地区を募集します。

開催については、経費や講師紹介、またオンライン開催の場合にはオンラインの使い方や進め方等、事務局が全面的にバックアップします。

詳細は事務局までお問い合わせください。

② いっしょにあそぼ！

当協議会の育児支援事業として 2009 年度より開催して来たイベントですが、今年度も新型コロナウイルスの影響を受け、残念ながら中止としました。

当協議会としては家庭的保育の認知度を上げるためにも、ぜひ開催して行きたい事業です。

コロナ収束後を見据え、今から各地で開催計画を考えておいていただきますよう、お願いいたします。

「現況届」・「退会届」提出のお願い

会員の皆様の保育の形態が個人事業・法人での事業と多様化し、年度途中での変更も多々あります。

会員の皆様の状況を把握するため、そして、何よりも家庭的保育の大切な情報をお届けするニュースレターの発送やその他の事務手続きがより正確に行えるよう、今回同封の「**現況届**」を必ずご提出ください。（用紙はホームページからもダウンロードできます。）

※締め切りは 2023 年 2 月 20 日です。

2023 年 3 月で定年退職等の理由により、退会される方はメール又は FAX にて「退会届」をご提出ください。

（用紙はホームページからもダウンロードできます）

また、退職後もぜひ賛助会員として家庭的保育事業と当協議会へのご支援をお願いいたします。

年会費 2,000 円（1 年更新）の納入が必要となりますが、登録をされた方にはこれまで通り、ニュースレター、情報配信、セミナー案内などをお届けいたします。

メール info@familyhoiku.org FAX 045-489-6115

（石橋ひろみ）

◇◇会員専用 メール情報配信のご案内◇◇

☆会員の皆様に情報配信したメール（2022 年 10 月～2022 年 12 月）

・10/14 新情報連絡会の開催案内（オンラインで情報交換しませんか）

☆情報配信の登録は、件名に情報配信登録、本文に①～④を入力しメールで送信してください。

（送信先 info@familyhoiku.org）

①会員番号 ②登録したいメールアドレス（パソコン、携帯のいずれでも可。複数登録希望の方は両方記載してください。） ③氏名 ④自治体名

※ご不明な点は info@familyhoiku.org までお問い合わせください。

（山岸加奈子）



事務局員募集

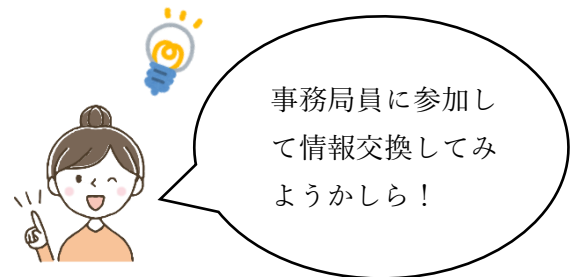
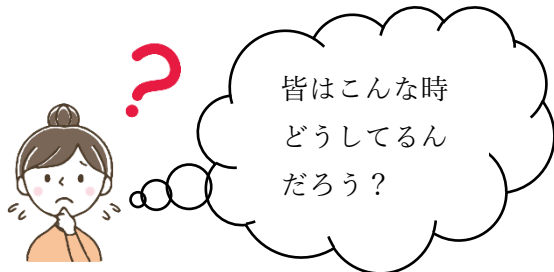
昨年1月発行のニュースレター41号で事務局員を募集したところ、新たに3名の方が入局され、事務局は現在、計22名で活動しておりますが、全ての業務をできるだけ複数で担当できるように、再度募集をいたします。

事務局会議は年4回オンライン開催他、会員交流会もオンライン開催、セミナー・総会は会場参加とオンライン参加の併用と開催方法を考えてますので、遠方の方も無理なく活動いただけたと思います。

みなさん、ぜひ一緒に活動しましょう。

以下のメールアドレスまで、ご連絡お待ちしております。

メール info@familyhoiku.org



（石橋ひろみ）



編集後記



☆クリスマスに、10年以上使ったお人形を新しいものに買い替えました。子どもたちは、お人形に子守唄を歌い、「ミルクですよ～、おねつはかるよ～」と遊びに夢中でした。20年後の子どもたちが、遊びの姿そのままに、小さな子どもに愛情を注ぐ人に育っていて欲しいと、心から願っています。

☆昨年私たちは、不適切な保育が次々に発覚したことに衝撃を受けました。NL44号の中では2～3Pに、水嶋理事長と尾木先生が、家庭的保育における不適切な保育について書かれています。ゆっくりと丁寧にこの記事に目を通し、書類の見直しを行い、職員と共に子どもの人権について考え、職員の声に耳を傾けていきましょう。本年が、皆様にとって良い年でありますように…。

44号の発行にご協力いただきました皆様に、感謝申し上げます。



（長田京子・山岸加奈子・大江由香・林茂美）